

9

第77回都民体育大会（区市町村対抗）春季大会

「馬術」要項

(正式競技)

- 1 主催 (公財) 東京都体育協会・東京都
 2 主管 (一社) 東京都馬術連盟
 3 日時 第1日：令和6年4月20日(土) 12:00~17:00
 第2日：令和6年4月21日(日) 8:30~17:00
 ※参加頭数によって時間等が変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- 4 会場 JRA 馬事公苑
 5 種別 男子・女子
 6 競技種目
- | | | | |
|-----------------|-------------|------------|----------------|
| (1) 女子馬場馬術競技 | JEF 馬場馬術競技 | 第2課目C | 2022 (IBA3課目) |
| (2) 男子馬場馬術競技 | JEF 馬場馬術競技 | 第2課目C | 2022 (IBA3課目) |
| (3) 女子障害飛越競技 | 高さ 100cm 以下 | 幅 120cm 以下 | 分速 350m |
| | 障害数 12 個以下 | 基準表 A | 238-21 |
| (4) 男子障害飛越競技 | 高さ 100cm 以下 | 幅 120cm 以下 | 分速 350m |
| | 障害数 12 個以下 | 基準表 A | 238-21 |
| (5) シムカーナー (女子) | 高さ 60cm 以下 | 全長約 350m | ※8参加資格 (4) を参照 |
| (6) シムカーナー (男子) | 高さ 60cm 以下 | 全長約 350m | ※8参加資格 (4) を参照 |
- 7 競技規程
 (1) 現行 F E I 規程及び(公社)日本馬術連盟規程(最新版)を適用する。
 (2) 馬場馬術競技は補助具の使用可とする。
 (3) 競技の出場順序は、大会実行委員が決定する。
- 8 参加資格
 都民体育大会実施要項「2 大会参加資格等(8ページ)」に定めるもののほか、以下のとおりとする。
 (1) 東京都外在住者の参加は1地区最大2名とする。
 (2) 大学生については、(一社)全日本学生馬術連盟主催競技に出場したことがある者は参加できない。
 (3) 過去2年以内において、全日本馬術大会及び国民体育大会馬術競技に出場した者は、各区市町村チーム1名に限り出場できる。
 (4) シムカーナー種目に参加する選手は、
 (ア) 障害飛越競技には、出場できない。
 (イ) 初心者または45歳以上の者とする。
 初心者には、高校または大学馬術部を卒部した者及び(公社)日本馬術連盟または(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の指導者資格を取得したことがある者は含まれない。
- 9 参加人員
 (1) 監督1名、コーチ1名、マネージャー1名、選手10名、補欠2名の計15名以内とし、監督はコーチ、マネージャー又は選手を兼ねることができる。
 (2) 女子及び男子の馬場馬術競技には、各区市町村はそれぞれ1名以内、その他の種目にはそれぞれ2名以内が参加できる。
- 10 順位決定方法
 各種目の順位は1位より8位までとし、それぞれ1位より、12、9、8、7、6、5、4、3点とする。
 各種目の得点の合計により、各区市町村の順位を決定する。ただし、同一種目中に同一区市町村の入賞がある場合には、その上位をとり、下位は着外とする。
 参加得点は、各種目に参加した区市町村に1点を与える。総合得点で同点の場合は、上位入賞者の多い方を上位とする。
- 11 表彰
 (1) 総合成績第1位の区市町村に、優勝旗を授与する。
 (2) 総合成績第1位から第3位までの区市町村に、賞状を授与する。
 (3) 各競技第1位から第3位までの選手に、賞状を授与する。

12 申込方法・期限等

(1) 申込方法・期限

①郵 送：令和6年3月18日(月)～4月2日(火) ※必着(島しょ問わず全地区)

※ 郵便追跡が可能なものでご送付ください。

〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 Japan Sport Olympic Square 10 階

(公財) 東京都体育協会 「都民体育大会」大会本部

TEL03-6804-8122 FAX03-6804-8244

②持参受付：令和6年4月3日(水) 10:00～16:00

Japan Sport Olympic Square 3階「会議室1」

(2) 入厩届の提出

入厩届は、3月29日(金)必着で(一社)東京都馬術連盟に直接郵送のこと。※下記15(5)参照

(3) 申込書の記入方法

自宅住所の欄は、すべてのメンバーの住所を記入すること。なお、東京都内在住者は勤務先欄の記入は不要とする。東京都外在住者は自宅住所のほか、勤務先名と勤務先住所を記入すること。

(4) 申込み後の選手交代は、参加申し込み登録選手(補欠含む)以外は認めない。特別な事情で選手を変更する場合は、大会開催日の3日前(4月17日(水))までに所定の変更届を2通作成し大会本部及び、(一社)東京都馬術連盟の担当者まで提出すること。

※なお、ご提供いただきます住所・氏名等の個人情報、本件の目的以外には一切使用致しません。

13 参加費

参加費は、監督・コーチ・マネージャー・選手・補欠一人に対し、500円とする。

※入金後の返金は原則として対応できませんので予めご了承ください。

各区市町村は、全競技一括して、大会本部へ納金(銀行振込)すること。

14 監督会議

監督会議は行いません。

競技の出場順序は、第77回都民体育大会春季大会馬術競技実行委員が決定する。

※ **競技の出場順については、(一社)東京都馬術連盟ホームページに4月18日(木)までに掲載いたします**のでご確認ください。 <https://tobaren.jp/>

15 検疫・入厩届

(1) JEF 検査・予防接種実施要項と JRA 馬事公苑入厩条件を適用します。不明な場合は(一社)東京都馬術連盟へお問合せください。

(2) **入厩期間は、4月19日(金)～21日(日)までとし、午前8時～午後5時の間に済ませてください。**やむを得ず、それ以外の日時となる時は、(一社)東京都馬術連盟にご連絡ください。

(3) 入厩後直ちに全ての馬匹の健康手帳を大会本部に提出し、入厩手続きを行うこと。

(4) 厩舎数を上回る申込みがあった場合は、申込み順を優先とするが、実行委員会が決定する。

(5) **入厩届の提出：参加申込書とは別に、入厩届を下記へ提出するものとする。※3月29日(金)必着**

〒112-0001 文京区白山5-7-6 レジデンスHARA-MACHI 102

(一社)東京都馬術連盟内 第77回都民体育大会春季大会馬術競技実行委員会

TEL03-6902-9444 FAX03-6902-9445

16 その他

(1) 競技中の事故については、応急処置を本部及び主管競技団体において行うが、以後の責任は負

いかわるので、スポーツ安全協会等の傷害保険へ加入すること。

(2) 本大会に参加する監督・選手は、必ず所属区市町村名をユニフォームに付けること。

(3) 馬匹は、必ず馬番号を付けること。馬番号は入厩日より競技場大会本部にて配布する。

(4) 次の注意事項を遵守すること。

① 選手及び馬匹取扱者は、一般観覧者に対し事故のないよう十分注意を払うこと。

② 選手及び馬匹取扱者は、競技場周辺あるいは練習馬場等において馬匹同士や馬匹と人等に事故のないよう、細心の注意を払うこと。

③ 厩舎及びその周辺は、各参加団体の自主管理とする。厩舎の清掃はもちろん、その他器物破損等お互いに注意を払い、事故のないようにすること。

④ 上記の注意を守らない団体に対しては、大会参加を失格させる。

6 都民体育大会実施要項

1 開催の基本方針

- (1) 都民体育大会（以下「大会」という。）は、区市町村の対抗方式で行う。〔開催基準要綱5（3）〕
- (2) 大会の開催は夏季（7～10月）、冬季（1～3月）、春季（4～6月）の各季に分けて順に行う。
- (3) 大会本部は、公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）に置く。〔開催基準要綱5（2）〕
- (4) 参加料は1名につき500円徴収する。

2 大会参加資格等

- (1) 大会の参加選手は、当該区市町村を代表する者で、参加競技終了まで、次のア又はイのいずれかの資格を有する者とする。
 - ア 東京都内在住者
大会開催年の4月1日（夏季大会は8月1日、冬季大会は1月1日）以前から都内に住民票を有する者で、次の①又は②のいずれかを満たす者
 - ① 当該区市町村内に住民票を有する者
 - ② 在住又は在勤する区市町村にかかわらず、大会開催年の5月1日（夏季大会は8月1日、冬季大会は1月1日）までに当該区市町村の体育・スポーツ協会等に加盟する競技団体に登録している者
 - イ 東京都外在住者（都内に住民票を有しない者）
当該区市町村内に在勤（パート・アルバイト等を含む。）する者で、大会開催年の5月1日（夏季大会は8月1日、冬季大会は1月1日）までに当該区市町村の体育・スポーツ協会等に加盟する競技団体に登録している者。ただし、東京都外在住者の参加人数は若干名とし、詳細は各競技要項で定める。
- (2) 年齢基準日は、次のとおりとする。
 - ア 夏季大会 大会開催年の8月1日現在
 - イ 冬季大会 大会開催年の1月1日現在
 - ウ 春季大会 大会開催年の4月1日現在
- (3) 次の項目に該当する者は参加を制限する。
 - ア 小学生、中学生、高校生、高等専門学生及び体育・スポーツ団体に登録している学生（学連登録している大学生）は参加できない。ただし、馬術競技については、体育・スポーツ団体に登録している学生（学連登録している大学生）の参加を認める。詳細については、馬術競技要項で定める。
 - イ 同期（夏季・冬季・春季）大会内の一つの競技に参加した者は、他の競技に参加できない。ただし、陸上競技（春季）と駅伝競走（冬季）にあつてはこの限りでない。
- (4) 健康管理は、事前に健康診断を受けるなど、参加者の責任とする。
- (5) スポーツ傷害保険等に参加していること。
- (6) 各競技の特殊性から、各競技団体は前記以外にも主催者と協議の上、制限を加えることができる。

3 実施競技

- (1) 大会で実施する競技は、次のア及びイの事項を満たしている競技とする。

- ア 協会加盟の競技団体の競技であること。
 - イ 次の4つのうちいずれかの要件を満たしていること。
 - a オリンピック競技（種目）
 - b 国民体育（スポーツ）大会の実施競技
 - c 日本伝統の武道
 - d 参加できる大会が少ない競技（種目）
- (2) 第77回～第81回大会で実施する競技は、次のとおりとする。
- | | | |
|--------|-----------------|---------------|
| ア 夏季大会 | 水泳競技(男・女) | ゴルフ競技(男・女) |
| イ 冬季大会 | スキー競技(男・女) | 駅伝競走(男) |
| ウ 春季大会 | 陸上競技(男・女) | サッカー競技(男) |
| | テニス競技(男・女) | バレーボール競技(男・女) |
| | バスケットボール競技(男・女) | ソフトテニス競技(男・女) |
| | 卓球競技(男・女) | 軟式野球競技(男) |
| | 馬術競技(男・女) | フェンシング競技(男・女) |
| | バドミントン競技(男・女) | 弓道競技(男・女) |
| | ソフトボール競技(男・女) | 柔道競技(男) |
| | クレー射撃競技(混) | ライフル射撃競技(混) |
| | 剣道競技(混) | アーチェリー競技(男・女) |
| | 空手道競技(男・女) | なぎなた競技(女) |
| | ボウリング競技(男・女) | ハンドボール競技(男・女) |
| | 自転車競技(男・女) | 銃剣道競技(男) |
| | ローラースケート競技(男) | ゲートボール競技(男・女) |
| | ダンススポーツ競技(混) | 少林寺拳法競技(男・女) |
- (3) 正式競技と公開競技とに分ける。
- ア 正式競技
 - 正式競技は、参加地区数（男女別）が25地区以上の競技とする。
 - ※正式競技には7（5）アの基準により競技得点を与える。
 - イ 公開競技
 - 公開競技は、参加地区数（男女別）が15地区以上の競技とする。
- (4) 上記実施競技以外で公開競技を実施したい競技は、主催者に申し出て、体育大会委員会において決定する。
- (5) 実施競技の見直し
実施競技については、3（1）、（3）及びガバナンスコードの遵守状況等に基づき、一定期間（4年）を経て、見直しを検討する。

4 競技の実施要項

- (1) 各競技団体は、大会本部の指定した期日までに競技要項を作成し提出する。
- (2) 競技要項に記載する内容は、次のとおりとする。

ア 競技名	イ 日時	ウ 会場
エ 種別	オ 競技上の規定及び方法	カ 参加資格
キ 参加人員	ク 順位決定方法	ケ 表彰
コ 申込期限及び方法	サ 監督会議	シ 参加上の注意
ス その他		

5 参加申込み

各区市町村に送付される実施要項に基づいて、下記により申し込む。

- (1) 各区市町村は所定の様式により、区市町村長、区市町村教育委員会教育長又は地区

体育・スポーツ協会等の会長等のいずれかの署名をもって2通作成し、大会会長（大会本部）あて申し込む。

- (2) 申込みは、大会本部の指定した方法・期日を原則とする。
- (3) 監督会議に欠席した区市町村（島しょを除く。）は、大会に参加できない。

6 選手団の編成

選手団の編成は、役員（団長、副団長、総監督、顧問、総務）及び選手とする。

7 表彰

- (1) 夏季、冬季及び春季の三季を通して実施した全正式競技の男子総合成績第1位の区市町村に高松宮殿下記念杯を、同じく女子総合成績第1位の区市町村に高松宮妃殿下記念杯を授与する。
- (2) 夏季、冬季及び春季の三季を通して実施した全正式競技の男子総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位の区市町村にそれぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技（男女別）の成績第1位の区市町村に、優勝旗を授与する。
- (4) 各競技（種別を含む。）の成績第1位から第3位までの区市町村に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 正式競技の男女総合得点は、次の基準による。ただし、男女混合競技の場合は、男子総合得点として取り扱うものとする。

ア 競技得点は、下表のとおりとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	12	9	8	7	6	5	4	3

イ 参加得点は、競技ごとの出場地区に1点を与える。

- (6) 総合優勝（男女別）の区市町村に次回春季大会開会式においてレプリカを授与する。
- (7) 日本記録、世界記録を更新した者に賞状と記念品を贈る。
- (8) 各競技団体は、独自で優勝旗を授与することはできない。

8 正式競技及び公開競技における不正行為等

- (1) 不正行為等、競技の結果に疑義があるときは、大会本部に申し出るものとする。ただし、所定の様式による申出を原則とし、その内容に具体性がなければならない。
- (2) 疑義の申し出は、出場選手の推薦団体である各区市町村スポーツ主管課及び体育・スポーツ協会等または、出場競技種目別の監督（代表者）とする。
- (3) 正式競技または公開競技のいずれかにおいて、不正行為があったと認められるときは、次に掲げる罰則に処する。

ア 大会閉会式の5日前までに認定された場合

男女とも、当該競技（正式競技）の競技得点、参加得点は与えない。かつ、次年度の当該競技（正式競技、公開競技とも）への参加を認めない。

イ 大会閉会式の4日前以降に認定された場合

男女とも、次年度の総合得点から当該競技（正式競技）の競技得点、参加得点を除算する。また、次年度の当該競技（正式競技、公開競技とも）への参加を認めない。

ウ 不正行為があったと認められるときは該当する競技種目のみ競技成績を取消すこととし、順位の繰り上げを行う。

9 大会の式典

(1) 春季大会が総合成績を決定付ける大会となるため、毎年、春季大会に開会式、閉会式を行い、全選手団が参加することを原則とする。

(2) 式典の順序、方法は別に定める。

10 その他

参加人員、プログラム、大会役員、表彰状及び賞状の様式等については別に定める。

附 則

1 昭和52年12月1日改訂

2 昭和55年4月1日改訂

3 平成4年1月14日改訂

4 平成8年2月26日改訂

5 平成11年4月1日改訂

6 平成12年2月24日改訂

7 平成14年6月1日改訂

8 この要項は、平成24年4月1日（公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日）から施行する。

9 平成27年12月17日改訂

10 平成29年12月14日改訂

10の2 水泳競技が7月に開催される場合は、当該競技に限り、2（1）ア及びイ中「夏季大会は8月1日」及び2（2）ア「大会開催年の8月1日」とあるのは「夏季大会は7月1日」と読み替えるものとする。

11 平成30年12月17日改訂

12 令和元年12月16日改訂

13 この要項は、令和5年7月1日から施行する。